

第6期福島県障がい者工賃向上プラン

令和6年4月
(令和7年1月データ更新)
福島県保健福祉部

目 次

第 1	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1 位置付け	
	2 計画期間	
	3 対象事業所	
第 3	前計画「第 5 期福島県障がい者工賃向上プラン」の振り返り・・・	3
	1 主な実施事業とその実績について	
	2 令和 3 年度から令和 5 年度の工賃について	
第 4	計画対象事業所について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
第 5	計画対象事業所を利用する障がいのある方について【参考】・・・	1 1
	1 障がいのある方の収入について	
	2 月額的生活費について	
	3 障がいのある方の経済状況について	
	4 障がいのある方の工賃に対する考え方について	
第 6	目標工賃について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	1 県の目標工賃	
	2 県の目標工賃の考え方について	
	3 より高い工賃を目指して	
第 7	工賃向上へ向けての課題について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
第 8	推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	1 製造販売の支援と仕事の確保	
	2 事業所経営、管理体制の強化	
	3 震災復興	
第 9	一般就労への移行促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	1 現状と課題	
	2 推進方策	
第 1 0	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	1 進行管理体制	
	2 推進会議の役割	

第1 計画策定にあたって

「福島県障がい者工賃向上プラン」は、「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである福祉施設における工賃向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として、国の経済財政改革基本方針2007「成長力底上げ戦略」の「工賃倍増5カ年計画」に基づき、平成19年度に策定しました。

また、平成24年度には、国が「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針を示し、本県では、国指針に基づき、平成26年度までの目標工賃や推進方策を盛り込んだ3年間の「新・福島県障がい者工賃向上プラン」を策定しました。

続く平成27年度においても、国が示した基本的な指針に基づき、平成29年度までの目標工賃や推進方策を盛り込んだ3年間の「第3期福島県障がい者工賃向上プラン」を、平成30年度においても、国が示した基本的な指針に基づき、前プランの目標や施策の柱だてを踏襲しつつ、東日本大震災の継続課題等を考慮した改訂を行いました。

直近の令和3年度においても、国が示した基本的な指針に基づき、前プランの目標を踏襲しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改訂を行いました。

これまで、就労継続支援B型事業所を利用されている障がいのある方の工賃向上を総合的に推進するため様々な取組を実施したことで、福島県の工賃は向上し、令和5年度には目標であった月額2万円を達成しましたが、これは令和6年度報酬改定による平均工賃月額の算出方法変更の影響が極めて大きく、数値が確定している令和4年度時点では県の平均額は依然として全国平均を下回っています。

こうした工賃の現状及び工賃向上に向けた各事業所の課題に対処するため、就労継続支援B型事業所及び障がいのある方の工賃についての考え方や地域生活のために必要な経費を把握するとともに、これまでの取組を振り返り、現状や課題を踏まえた上で、関係者が一丸となって障がいのある方の生活の充実を目指して「第6期福島県障がい者工賃向上プラン」を策定します。

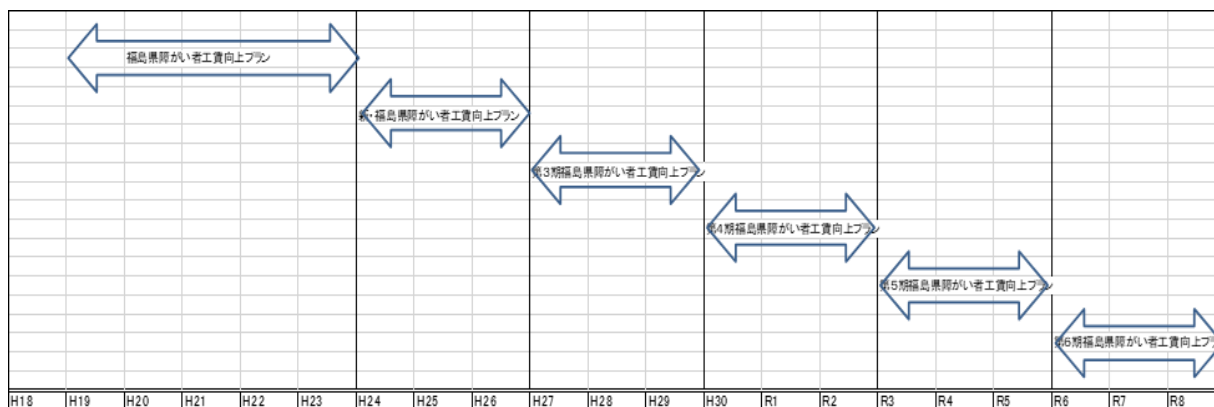
第2 計画の位置付け

1 位置付け

「第6期福島県障がい者工賃向上プラン」は、障がいのある方の自立と社会参加の促進を目指して策定した「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである就労継続支援B型事業所で働く障がいのある方の工賃向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として位置付けられるものです。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



3 対象事業所

就労継続支援B型事業所とします。

(令和6年3月31日現在)

事業所種別	事業所数 (カ所)	定員 (人)
就労継続支援B型	253	5,424

第3 前計画「第5期福島県障がい者工賃向上プラン」の振り返り

1 主な実施事業とその実績について

就労継続支援 B 型事業所の工賃向上のために「第5期福島県障がい者工賃向上プラン」の計画期間（令和3年度～令和5年度）をとおして下記の事業等に取り組みました。

(1) 授産振興対策事業

授産事業振興会へ活動費を助成し、事業所製品の販路拡大を目的としたアンテナショップの開催や新商品開発コンクール、工賃向上計画推進会議を開催しました。

① 新商品開発コンクール

事業所の商品開発を促進するため、新商品開発コンクールを開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金賞 (食品)	428ブランドオリジナルソルト	ブラウンスイスヨーグルト(無糖)	フィナンシェいちじく
銀賞 (食品)	あん食パン	ぽてとスティック	チーズクッキー
金賞 (非食品)	紫陽花	小さな折り紙ピアス・イヤリング	ネコモチーフ器(小)(大)
銀賞 (非食品)	一升瓶ケース	①星の香り ②牛乳パックのトートバッグ	神経衰弱・絵合わせセット
福島民報社賞	ほっこりライト	豆乳焼きどーナつ「もりのわ」ココナッツパイ	藍染つまみ細工カメリアブローチ
福島民友新聞社賞	シルクチップオートミールクッキー	毛糸アート	ねぎのベーグル
農福連携特別賞	豆パン	カヌレアラカルト	会津みそバターラスク

② アンテナショップの開催

福島市、郡山市、会津若松市、いわき市で、アンテナショップを開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福島会場売上（円）	697,030	0	0
郡山会場売上（円）	399,550	1,080,820	1,418,520
いわき会場売上（円）	1,137,800	1,189,290	1,639,760
会津会場売上（円）	452,660	433,010	425,940
合計（円）	2,687,040	2,703,120	3,484,220

※出展先閉鎖につき、令和4年度以降福島会場の出展なし。代替の出展先を模索中。

③ 経営意識向上研修事業

事業所の所長等を対象として経営意識を高めるための研修を実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	2(郡山 2)	2(郡山 2)	2(郡山 2)
参加事業所数（カ所）	11	11	15
参加者数（人）	13	15	15

④ 工賃向上計画推進管理事業

工賃向上計画の進行管理を行うため工賃向上計画推進会議を開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	1	0	2

(2) 障がい者就労支援事業所支援コーディネーター事業

東日本大震災の影響を受けた県内の事業所を支援するため、共同受注や展示販売会、経営相談等を行いました。

① 企業等訪問、共同受注実績等

製品や下請け作業の受注のために企業、官公庁等の訪問を行いました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年
訪問企業等数（カ所）	181	202	229
累計企業等訪問回数（回）	904	1,010	1,012
受注件数（件）	199	151	169
受注額（円）	15,190,980	11,260,147	17,179,222

② 展示販売会等売上

イベント・企業、県庁舎等で販売会を開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベント・企業（円）	7,161,633	7,336,308	6,199,109
県外販売会（円）	1,183,184	2,232,424	2,460,460
県庁販売会（円）	2,036,775	2,135,385	2,675,970
常設・定例販売会（円）	3,690,917	4,608,862	2,866,087
合計（円）	14,072,509	16,312,979	14,201,626

③ 経営相談員活動状況

中小企業診断士等が事業所を訪問し、経営相談を行いました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問事業所数（カ所）	10	2	4
累計相談等回数（回）	12	4	5

④ 先進地視察研修の実施

効果的な工賃向上に取り組む県外の事業所を視察しました。令和5年度は、高度な生産設備を導入し高い生産力を実現する宮城県のはらから福祉会を視察。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加事業所数（カ所）	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	21
参加者数（人）	感染防止のため中止	感染防止のため中止	31

（3）農福連携による障がい者の就農促進事業

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域・収入拡大を図るため、農業と福祉の連携を支援しました。

① 研修会の開催

農福連携について理解を深め、工賃向上につなげるため研修会を開催しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加事業所等の数（カ所）	10	23	23
参加者数（人）	40	83	50

② 農家等への障がい者の派遣

J Aや市町村等と連携し、人手不足の農家等への障がい者の派遣調整を行いました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
派遣先（カ所）	38	46	44
派遣人数（人）	4,538	5,436	5,853

③ マルシェの開催

事業所で生産された野菜や果物、加工品等の販売を支援するため、県内外においてマルシェを開催しました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数（回）	19	46	56

④ 農業技術の指導等

農業や農産物の加工に取り組む事業所へ、栽培や加工などの技術に係る指導、助言を行うアドバイザーを派遣しました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
派遣先（カ所）	3	4	1
派遣回数（回）	12	12	3

⑤ 加工食品の企画、開発等の支援

県産農産物を用いたジュース等の企画、開発等を支援しました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
品数（品）	2	3	2

（４） 障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づく取組

平成 25 年度から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「福島県障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組みました。

① 県における障がい者就労施設等からの物品等調達目標、調達実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調達目標額（千円）	30,500	30,500	30,500
調達実績額（千円）	28,228	28,882	28,502

- 【参考】 令和 3 年度県内 59 市町村実績額合計 74,446 千円
 令和 4 年度県内 59 市町村実績額合計 89,640 千円
 令和 5 年度県内 59 市町村実績額合計 88,635 千円

2 令和 3 年度から令和 5 年度の工賃について

(1) 工賃推移について

令和 3 年度に月額 15,194 円だった工賃は、令和 4 年度には、15,993 円となり、令和 3 年度から 799 円向上しました。

時間額については、令和 3 年度の 197.0 円から令和 4 年度には 215.9 円となり、令和 3 年度から 18.9 円向上しました。

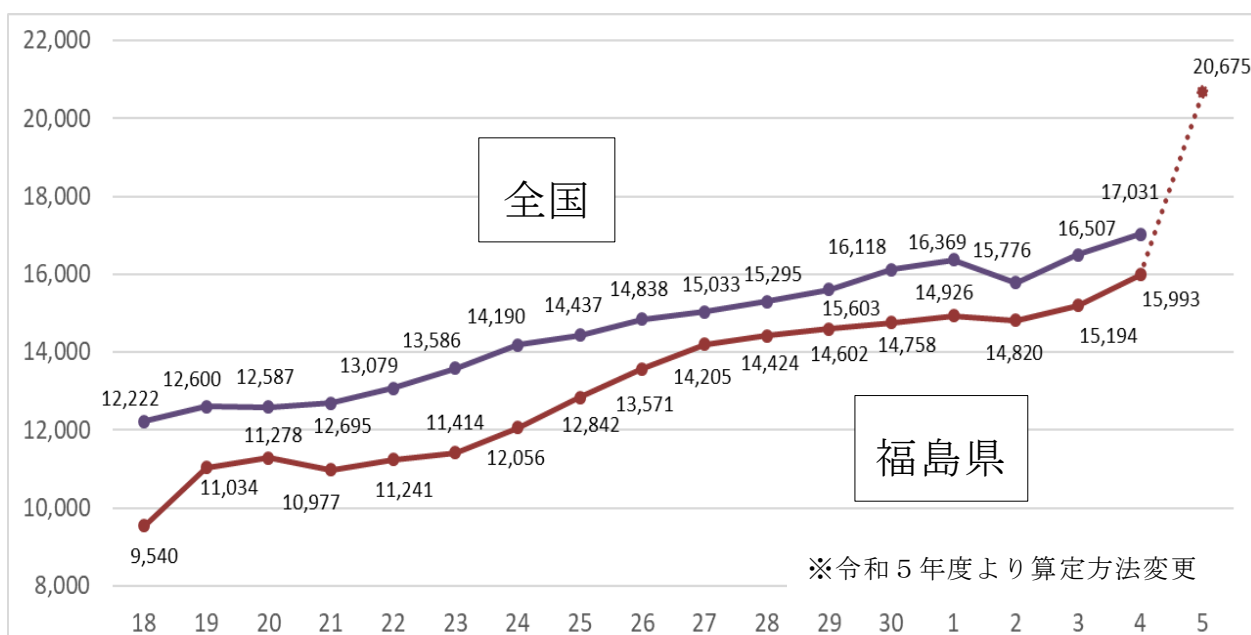
令和 4 年度に月額 15,993 円だった工賃は、令和 5 年度にはその計算方法が見直されたことも影響し 20,678 円となり、令和 4 年度から 4,685 円向上しました。

時間額については、令和 4 年度の 215.9 円から令和 5 年度には 233.1 円となり、令和 4 年度から 17.2 円向上しました。

年度	月額/ 時間額	目標工賃 (円)	対象事業 所数	福島県平均 工賃 (円)	全国平均 工賃 (円)	月額全国 順位 (位)
18	月額	—	61	9,540	12,222	44
19	月額	20,000	67	11,034	12,600	36
20	月額	20,000	92	11,278	12,587	35
21	月額	20,000	98	10,977	12,695	39
22	月額	20,000	118	11,241	13,079	41
23	月額	20,000	138	11,414	13,586	41
24	月額	20,000	152	12,056	14,190	41
	時間額	151		150.7	176	
25	月額	20,000	163	12,842	14,437	40
	時間額	151		159.9	178	
26	月額	20,000	172	13,571	14,838	38
	時間額	151		166.7	187	
27	月額	20,000	182	14,205	15,033	34
	時間額	194		176.1	193	

年度	月額/ 時間額	目標工賃 (円)	対象事業 所数	福島県平均 工賃 (円)	全国平均 工賃 (円)	月額全国 順位 (位)
28	月額	20,000	186	14,424	15,295	35
	時間額	194		181.6	199	
29	月額	20,000	198	14,602	15,603	34
	時間額	194		183.1	205	
30	月額	20,000	204	14,758	16,118	38
	時間額	194		188.3	214	
R1	月額	20,000	208	14,926	16,369	41
	時間額	194		191.2	251	
R2	月額	20,000	218	14,820	15,776	35
	時間額	194		194.5	222	
R3	月額	20,000	231	15,194	16,507	39
	時間額	206		197.0	233	
R4	月額	20,000	242	15,993	17,031	36
	時間額	206		215.9	243	
R5	月額	20,000	252	20,675	—	—
	時間額	206		233.1	—	

【福島県、全国月額工賃推移図】



(2) 方部ごとの工賃について

県内7方部すべてにB型事業所があり、県北、県中方部に特に集中している状況です。

会津、県南方部の工賃が最も高く、安定的に高い工賃が支払われていますが、南会津方部の工賃が著しく低く、次いでB型事業所が集中している県北、県中方部での工賃が低くなっています。

圏域	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	事業所数 (カ所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)	事業所数 (カ所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)	事業所数 (カ所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)
県北	69	13,491.6	194.7	74	15,466.5	232.8	74	19,805.1	247.2
県中	50	15,146.8	198.8	57	14,416.4	189.3	62	18,394.3	205.9
県南	16	17,016.2	191.7	15	17,970.4	206.2	16	23,308.8	229.3
会津	23	15,412.8	207.1	26	16,618.9	236.7	28	23,992.7	239.6
南会津	4	9,372.0	96.5	3	10,414.5	98.3	3	14,910.7	133.4
相双	18	17,556.0	240.5	18	18,066.8	242.2	23	21,782.2	252.5
いわき	27	17,191.2	182.2	33	17,047.5	209.2	31	21,362.2	207.1

(3) 令和4年度から令和5年度の事業所毎の工賃分布について

令和4年度の 月額平均工賃 (円)	1万円未満	1万円以上 1万5,000円 未満	1万5,000円 以上 2万円未満	2万円以上 2万5,000円未 満	2万5,000円 以上 3万円未満	3万円以上 3万5,000円未 満	3万5,000円以 上 4万5,000円未 満	4万5,000円以 上	合計
事業所数 (カ所)	60	66	48	17	14	7	12	0	224
割合(%)	27	30	21	8	6	3	5	0	

令和4年度は月額平均工賃1万円以上1万5000円未満の事業所が66カ所と最も多く30%を占め、次いで1万円未満の事業所が60カ所となり27%を占めています。

それに対して、3万円を超える事業所も19カ所あります。

令和5年度の 月額平均工賃 (円)	1万円未満	1万円以上 1万5,000円 未満	1万5,000円 以上 2万円未満	2万円以上 2万5,000円未 満	2万5,000円 以上 3万円未満	3万円以上 3万5,000円未 満	3万5,000円以 上 4万5,000円未 満	4万5,000円以 上	合計
事業所数 (カ所)	33	53	67	30	15	15	16	8	237
割合(%)	14	22	28	13	6	6	7	3	

令和5年度は月額平均工賃1万5,000円以上2万円未満の事業所が67カ所と最も多く28%を占め、次いで1万円以上1万5,000円未満の事業所が53カ所となり22%を占めています。また4万5,000円以上の事業所が8カ所となりました。計算方法の変更により上位の区分の割合が増加しておりますが、さらなるステップアップのため、それぞれの区分毎にどのような取組が有効か検討していく必要があります。

(4) 事業所毎の工賃の推移（令和3年度～令和5年度工賃実績との比較）

令和3年度から令和4年度にかけて月額平均工賃が向上した事業所が140カ所となっており、64.2%の事業所の月額平均工賃が向上しています。

【R3～R4 月額平均工賃推移】（有効回答事業所数 218 事業所）

※令和4年度報告事業所のうち、各項目へ回答があった事業所数

	工賃が向上	工賃が下降
事業所数（カ所）	140	78
割合（％）	64.2	35.8

令和4年度から令和5年度にかけて月額平均工賃が向上した事業所が153カ所となっており、68.6%の事業所の月額平均工賃が向上しています。

【R4～R5 月額平均工賃推移】（有効回答事業所数 223 事業所）

※令和5年度報告事業所のうち、各項目へ回答があった事業所数

	工賃が向上	工賃が下降
事業所数（カ所）	153	70
割合（％）	68.6	31.3

(5) 令和5年度目標工賃等達成状況

令和5年度の月額平均工賃の最低額は3,336円、最高額は61,398円です。

県の目標工賃20,000円を超えている事業所は85カ所（回答事業所の35.9%）、令和5年度の県の平均工賃月額20,678円を超えている事業所は81カ所（回答事業所の34.2%）となっています。

第4 計画対象事業所について

令和6年3月31日現在の計画対象事業所は次のとおりです。

(1) 事業所数等

事業所数（カ所）	定員数（人）	月間延べ利用者数（人）
253	5,424	5,740

(2) 定員規模毎の事業所数

	20人以下	21人～30人	31人～40人	41人～50人	51人以上	合計
事業所数 （カ所）	194	33	23	1	2	253
割合（％）	76.7	13.0	9.1	0.4	0.8	100

第5 計画対象事業所を利用する障がいのある方について【参考】

令和5年度に計画対象事業所を利用する障がいのある方から、複数の圏域より対象者を抽出して「グループホーム生活者の聞き取り調査」（以下「生活調査」という。）を実施しました。

1 障がいのある方の収入について

主な収入の内訳として、年金と回答した障がいのある方が最も多くなり、次いで工賃となり、この2つの項目が主たる収入となっています。

また、生活保護を受給されている方もおります。

2 月額的生活費について

生活調査に協力していただいた障がいのある方の平均月額収入は103,632円、平均月額支出は91,604円となりました。収入が支出を上回り、月額平均では12,028円の黒字となっています。

収入については障害基礎年金の額は回答の中で66,250円から90,000円と障がいの状態に応じて23,750円程度の開きがあります。また、支出については家賃、電気・ガス・水道、ホーム生活費の合計額について、30,000円から90,750円と60,750円程度の開きがありました。

収 入	
項 目	金 額 (円)
障害基礎年金	72,786
家賃補助	10,000
福祉手当・交通費助成	0
工賃	18,346
親族等からの援助	0
その他 ※	2,500
収 入 計	103,632

※ 生活保護費

支 出	
項 目	金 額 (円)
家賃	33,323
ホーム生活費等	26,240
弁当・給食代	8,940
医療費	3,892
国保税	670
電気・ガス・水道	7,549
電話・携帯電話	3,330
その他 ※	7,660
支 出 計	91,604

※ たばこ代、書籍代等

3 障がいのある方の経済状況について

「貯金額はいくらですか？」の問に対して、100万円以上300万円未満が31%、100万円未満が25%、300万円以上が25%、無回答が13%、「わからない」が6%となりました。貯金額の平均値は約272万円でした。

「年収額はいくらですか？」の問に対しては、120万円未満が44%、120万円以上が25%、無回答が19%、「わからない」が13%でした。年収額の平均値は約117万円でした。

また、貯金額が300万円以上の方の年収額は、平均値未満でした。

4 障がいのある方の工賃に対する考え方について

「現在の工賃に満足していますか？」の問に対して、「満足している」が56%、「満足していない」が25%、無回答が13%、「わからない」が6%となりました。「満足している」と回答した方のうち、工賃が20,000円以上の方が67%、15,000円以上20,000円未満の方が33%でした。「満足していない」と回答した方のうち、工賃が10,000円未満の方が50%、10,000円以上15,000円未満の方が25%、15,000円以上の方が25%でした。

「2 月額的生活費について」より、月額平均は12,028円の黒字となっています。これは、県平均の工賃15,993円でも黒字とはなりますが、工賃を向上させることにより、利用者の黒字がさらに増えていくこととなります。

また、「安定した生活に必要な工賃はいくらですか？」の質問に対して回答された具体的な金額は、15,000円以上20,000円未満が6%、20,000円以上25,000円未満が19%、25,000円以上30,000円未満が6%、30,000円以上35,000円未満が13%、35,000円以上40,000円未満が6%、40,000円以上が13%、無回答が38%でした。就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方は、より高い工賃を求めていると考えられます。

第6 目標工賃について

1 県の目標工賃

福島県全体の令和8年度までに目標とする工賃額は、次のとおりとします。

月 額	<u>24,000</u>	円
時間額	<u>316</u>	円

2 県の目標工賃の考え方について

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、収入が最低生活費を上回ることが最低限の条件となります。

下記のモデルケースで最低生活費を算出すると、障がいのある方が地域で生活をしていくためには、93,140円の生活費が必要となります。

障がいのある方の主な収入は、障害基礎年金と工賃になっているため、このモデルケースの場合、障害基礎年金だけでは不足する26,890円の不足分を工賃で補う必要があります。

参考事例

30歳、郡山市在住、1人暮らし、障害基礎年金2級受給者

① 生活扶助基準額（月額最低生活費）

生活扶助基準（第1類+第2類） 70,080 円

障害者加算 23,060 円

計 93,140 円

② 障害基礎年金による所得

2級 795,000円/年（月額 66,250円）

③ 必要工賃月額（①-②=③）

93,140円-66,250円=26,890円

上記の生活保護基準で算出したモデルケースであれば、26,890円を月額目標工賃とするべきですが、令和5年度の工賃実績が20,678円であり、平均工賃月額の算出方法の変更に伴う工賃の底上げを踏まえても大きな差がある状況です。

そのため、現在の本県の工賃水準等を考慮し、第6期計画においては全国平均の水準まで工賃を引き上げることを目標とします。

令和4年度全国平均工賃月額に本県の令和4年度から令和5年度にかけての工賃上昇率を乗じた値を令和5年度全国平均工賃月額の推計値とし、これに直近6年間（平成29年度～令和4年度）の全国平均工賃月額の伸び率を乗じた24,000円を令和8年度までの目標工賃月額に採用します。（令和5年度の全国平均工賃月額が公表され次第データの入れ替えを行います。）

全国平均の推移予想

- ① 令和5年度全国平均工賃月額（推定）
令和4年度全国平均×福島県の前年比（R4～R5）とする
 $17,031円 \times 1.292 = \underline{22,004円}$
※令和5年度全国平均工賃月額が確定し次第変更
- ② 平成29年度～令和4年度の全国平均の平均伸び率…1.018
- ③ 令和8年度全国平均工賃月額（推計）
 $22,004円 \times 1.018^3 = 23,213円 \approx \underline{24,000円}$

時間額工賃については、第5期計画においては生活調査による1カ月あたりの平均通所日数（18.3日）、1日あたりの平均通所時間（5.3時間）を算定に用いて、206円（20,000円÷18.3日÷5.3時間）と算出しておりましたが、こちらは令和5年度実績にて233円と目標を達成しております。そのため、第6期計画では、令和4年度の1カ月あたりの平均通所日数（20日）、1日あたりの平均通所時間（3.8時間）を算定に用いて、316円（24,000円÷20日÷3.8時間）を令和8年度の月額目標工賃とします。

令和8年度に目標工賃月額（24,000円）を達成するためには、令和5年度実績（20,678円）から年間5.1%工賃を伸ばしていく必要があります。本県の工賃分布は広範に及んでおり、県の目標工賃に到達することが現実的に困難な事業所もあれば、既に県の目標工賃を上回っている事業所もありますが、総体として県の目標が達成されるよう、それぞれの事業所が年間5.1%以上の工賃向上を目指していくことが理想です。

3 より高い工賃を目指して

生活調査によると、障がいのある方の月額平均収入は、103,632円となり、月額最低生活費の93,140円を上回っていますが、地域移行・地域定着を進める中で、自立して地域で生活していくためには、将来や万が一に備えた貯蓄をしていく必要もあり、余暇を楽しむことも大切だと考えます。

工賃向上に向けては、事業所において障がいのある方が働きやすい環境づくりや適切な仕事の配分も必要となっており、より高い工賃を得るためには、事業所管理者のリーダーシップのもと、全職員、利用者及び家族に対して経営理念・経営方針を示し生産活動に勤しむとともに、企業や行政も含めた地域が一体となって工賃向上に向けての取組を推進する必要があります。

第7 工賃向上へ向けての課題について

目標工賃の達成に向けて、県が行ってきた各種の工賃向上に係る事業の取組や工賃実績照会の際の各事業所の工賃増減理由及び各圏域のコーディネーターからの聞き取り結果等から目標工賃を達成するための課題を整理します。

(1) 生産性向上、品質確保

各圏域のコーディネーターからは、工賃向上が難しい理由として「作業能力が低く、生産能力に限界がある」という声が、また、各事業所からは「生産や品質が安定しないため」という声が上がりました。

利用者によって、障がいの種別により長時間の作業ができないこと、得意不得意の作業があること、新しい作業の習得に時間がかかること、高齢化も進んでいること、等から、継続して品質を保ちながら生産効率を上げることが難しくなっています。

(2) 商品開発、販路と受注の確保

各圏域のコーディネーターからは工賃向上が難しい理由として「売上向上につながる商品がない」、「売上が伸びない」、「販路が確保、拡大できない」が挙げられました。

商品開発や商品PRのための営業活動をする時間等が限られ、新しい商品の開発や販路の確保が難しい状況となっています。

また、各事業所の工賃増減理由からは、「受注できていた下請け作業の契約が取れなくなった」という理由が挙げられました。

下請け作業の受注を中心としている事業所も多く、地域の経済や業種の好不調等の外的要因に仕事量が左右されるため、仕事の継続した確保の面で工賃向上が難しくなっています。

(3) 経営意識、組織体制

各事業所は工賃向上計画を作成し、今後3年間で目標工賃をいくら上げ、そのために具体的にどんな生産活動を行うかなど、工賃向上への指針を定めております。

しかしながら、事業所によっては、利益をあげるための企業的な経営感覚に乏しい状況があります。売上や費用の管理、就労支援事業所会計の理解、企業や官公庁への営業活動など、現在の生産活動に限らない経営の転換が求められます。

また、他にも、「特定の作業への知識や技能を持っていた職員が退職した」、「販路拡大や配達業務を行う職員が居ない」など、事業所の人手不足も顕著となっています。

なお、各圏域のコーディネーターからは、利用者が定員に満たない事業所が増えてきているとの報告もあり、事業所で働く職員にとっても、事業所を利用する障がいのある方にとっても、より働きやすい環境づくりをすることが求められています。

(4) 工賃実績の二極化

令和5年度の事業所毎の月額平均工賃の最低額は3,336円、最高額は61,398円となっており、その差は58,062円と、令和元年度の39,179円を大幅に超えています。月額20,000円を超える事業所が84カ所ある一方、月額10,000円に満たない事業所も33カ所あります。

また、圏域別において、最も高い会津方部が23,992円、最も低い南会津方部が14,910円のように、方部間の差も顕著になっています。

令和6年度の報酬改定により、継続的に工賃を向上させている事業所を評価する加算が新設され、平均工賃月額が高い事業所の基本報酬が上乘せされる一方、平均工賃月額が低い事業所の基本報酬が目減りしているため、今後の推移を注視するとともに、工賃水準の低い事業所の底上げに注力していく必要があります。

(5) 東日本大震災による影響

東日本大震災から13年が経過し、各圏域のコーディネーターや各事業所の工賃向上計画等からは、事業所職員等の営業面においては影響は和らいだものの、ALPS処理水の海洋放出などの影響によっては、今後も風評が生じる可能性があり、生産活動の基盤を引き続き強化し、販路拡大を図っていく必要があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられ、以前の環境へ戻りつつありますが、継続的な生産体制を確保するためには引き続き感染対策が求められます。

(7) 物価高騰による影響

令和4年度以降、原材料価格や光熱水費が継続的に高騰しており、令和5年度工賃実績において工賃が減少した事業所の多くで物価高騰が要因として挙げられていることから、就労系事業所においても影響が大きいものと考えられます。

第8 推進方策

前プランにおける取組や第7の工賃向上へ向けての課題、各圏域のコーディネーターからの聞き取り、各事業所の工賃向上計画、工賃増減の理由で挙げられた内容を参考として、次の取組を行います。

1 製造販売の支援と仕事の確保

(1) 新製品の開発、提供する製品・サービスの質の向上

新製品の開発、既存製品のブラッシュアップを行い、より売れる製品作りや質の高いサービスの提供に取り組み、生産性の向上、質の確保のために、専門家による作業工程の見直し等を行います。

専門家の派遣、製品開発支援、新しい技術習得のための研修会の開催、新商品開発コンクールの開催、商品見本市への出展

(2) 共同販売会の開催、事業所製品のPR

県内各方部や県外において共同販売会を開催し、事業所製品の質や味、安全性をPRし、事業所製品の売上の向上や販路拡大に向けて取り組みます。また、カタログやオンラインでの販売を促進します。

(3) 官公庁からの調達促進

平成25年4月から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度に調達方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に取り組み、市町村や地方独立行政法人へも調達方針の作成及び積極的な物品等の調達について働きかけを行います。

また、庁内でのさらなる取組を促進するため、わかりやすい調達事例の周知に努めます。

(4) 地域との連携

共同受注窓口において、発注元となる企業等のニーズの把握や事業所とのマッチング等を進めていきます。

また、地元企業や地域のイベントと連携しさらなる販売機会の確保に努めます。

各方部や県外での販売会の開催、展示・試食会の開催

庁内における事業所製品・サービスのPR、市町村等への協力依頼、官公庁・地域企業・団体等への営業活動、地域行事への参加、共同受注窓口の強化

(5) 農福連携

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域・収入拡大を図るため、農福連携について理解を深める研修会の開催や、人手不足の農家等への働く障がい者の派遣調整など、農業と福祉の連携を促進します。また、農林水産部局やJA等と連携し、農福連携の認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出します。

働く障がい者の農家等への派遣調整、就農体験会の企画、事業所に対する農業技術の指導・助言、食品加工や農業に関する研修会の開催、県内外におけるマルシェの開催、加工食品の企画、開発、販売支援

2 事業所経営、管理体制の強化

(1) 経営意識向上

企業的な経営手法への意識改革を推進するため、研修会の開催や他県等の工賃が高い先進事業所から学ぶ機会を設けます。

経営意識向上研修会の開催、経営相談の実施、モデル事業所の視察

(2) 事業所会計等支援

会計や事務の専門職員が不足しており、工賃向上のための日々の収入や費用の管理が滞りがちな事業所を支援するため、就労支援事業会計を学ぶ機会を設けます。

また、新規開設事業所等で経営経験が不足している事業所を積極的に支援します。

専門家の派遣（会計、労務管理）

(3) 工賃向上計画策定支援

事業所において策定した工賃向上計画のとおり計画が実行され有効に機能されているかについて、目標を達成するための PDCA サイクルを確立します。

専門家の派遣

3 震災復興

避難先で事業を再開している事業所や風評等で売上が低下している事業所を支援するため、商品の魅力の伝達、パッケージの工夫、各地域でのネットワークづくり、新たな販路拡大、地域での連携づくり、他県との連携の動き等を支援します。

販路拡大のための営業活動、優先的な販売支援、安全、安心な製品を作るための研修会の開催

第9 一般就労への移行促進

1 現状と課題

(1) 福祉施設から一般就労への移行促進

第7期福島県障がい福祉計画では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する障がいのある方の目標値を218人としています。

また、本県の一般民間企業における障がい者の雇用状況は、令和5年6月1日現在、5,479.5人（短時間労働者は0.5人で積算）で前年度を215人上回りました。雇用率は、2.29%で前年比0.10ポイント上昇し、全国平均を上回りました。

(2) 職場定着への支援

障がいのある方の職場定着は、企業内で支援体制を確保することは困難な場合が多いと考えられるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）等を活用する必要があります。

また、不適応が発生する要因をみると、仕事や人間関係によるストレス等により、精神的に不安定になる場合も多いことから、日常的な支援も重要と考えられます。

(3) 就労訓練の充実促進

求職される障がいのある方で、一般就労に結びつくケースが、非常に少ない現状となっています。

2 推進方策

(1) 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所、就労定着支援事業所等と緊密に連携・協力して、就労支援策の充実を図ります。

また、法定雇用率達成のため、事業主に対し障害者雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用給付金制度による障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金制度の啓発に努め、公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関と連携を図り、障がい者雇用の水準を高めることを目的とします。

(2) 一般就労をめざす障がいのある方の職場適応能力等を向上させるための職場適応訓練等の充実促進

一般就労をめざす障がいのある方の集中力、人間関係、仕事に対する適応能力等の向上を図るため、職場適応訓練等を行うことが必要であるため、障害者職業センター等と連携強化を図り充実促進に努めます。

(3) 職場定着が困難な障がいのある方に対して、職場適応援助者等と支援の推進

トライアル雇用、障がい者委託訓練、職場適応訓練や職場適応援助者（ジョブコーチ）等を活用することで、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を図りながら、就職後の職場定着支援をより適切かつ効果的な支援を実施します。

このような支援をより一層充実させることで、障がいのある方を総合的・効果的に障がい者雇用の就労・職場定着まで、計画的にきめ細かい支援に努めます。

(4) 障がい者の就労アセスメントに係る新サービスの推進

障害者総合支援法の改正に伴い、就労系障がい福祉サービスの利用意向がある障がい者に対して就労アセスメント（障がい者本人との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）等を行う「就労選択支援」が令和7年10月より新たなサービス種別として追加されます。

地域毎の状況を注視しながら、本県において新サービスを活用した就労アセスメントの取り組みの普及促進に努めます。

第10 進行管理（点検・評価を含む）

毎年度、実施状況の点検及び評価を行い、必要に応じて、随時、計画の見直しを実施します。

1 進行管理体制

「福島県工賃向上プラン推進会議」を設置し、計画の進行管理を行います。

2 推進会議の役割

- (1) 各年度における計画の達成状況の点検及び評価を行い、就労継続支援 B 型事業所における工賃向上を図るための方策の検討や助言等を行います。
- (2) 取組状況の調査等を実施するとともに、推進会議の助言等を踏まえ、工賃向上を図るための対策の検討等を行います。